

事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示

(令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号)

制定 令和 4 年 3 月 31 日

令和4年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第1号

最終改正 令和 8 年 3 月 31 日

令和8年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第1号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項を次のように定めたので、同条第二十六項の規定により、告示する。

事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与等の支給額の引上げ及び教育訓練等の実施の方針
- 二 中小受託事業者その他の取引先(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を含む。)との適切な関係の構築の方針
- 三 前二号に掲げる事項のほか、その他の事業上の関係者との関係の構築の方針を定めているときは、その内容

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日/厚生労働省/経済産業省/国土交通省/告示第一号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示は、個人の令和七年分以後の所得税及び法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則 (令和八年三月三十一日/厚生労働省/経済産業省/国土交通省/告示第一号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の令和八年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。